

「ちょこっと活動・就労」登録者募集要領

1 目的

この要領は、「ちょこっと活動・就労・活躍」事業登録実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、宇部市「ちょこっと活動・就労・活躍」事業の推進を図るものとする。

また、会社や家族、子供を中心とした生活から、自分のための生活へシフトするライフステージの転換期を迎え、時間を自由に使える働く意欲のある高齢者の社会参加を促す。要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくるものとする。

2 対象者等

(1) 対象者等

宇部市(以下、「市」という。)に住所を有する企業・団体・個人とし、さらに、週1~2回程度、1回1~2時間程度の活動を希望する宇部市内に住所を有する概ね65歳以上を採用する意思のあるものとする。ボランティア活動を含め、有償・無償は問わない。

(2) 上記(1)に加え、次に該当すること

ア)公序良俗に反する活動を行っていないこと。

イ)これまでに法令等に反する活動を行っていないこと。

ウ)特定の公職の候補者もしくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを主たる目的とする活動を行っていないこと。

エ)暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体に所属していないこと。

3 登録方法等

(1) 申し込み

登録希望者は、「ちょこっと活動・就労」登録申込用紙及び情報カードへ事実に基づき必要事項を記入し、郵送、FAX又は、直接、多様な働き方確保支援センター(以下、「センター」という。)へ提出する。

(2) 登録等

センターは、申し込みがあった場合、必要事項の記載に漏れがないかを確認のうえ、記載事項が要綱及び本要領の目的に反するものでないときは、後日、申し込み者に登録決定通知を送付し、同時に、市ホームページへ掲載する。また、指定する情報ステーションへ情報カードを設置する。

(3) 登録期間

登録期間については、特に定めはないが、3カ月毎(それまでは随時)に内容を更新することとし、修正がある場合は速やかに「6 申し込み先・問い合わせ先」へ報告すること。この場合、特に様式の指定はないが、大幅に修正が必要な場合は、任意様式にて報告するものとする。センターは修正の報告を受けた場合、情報ステーションへ設置した情報カードについても速やかに更新するものとする。

(4) 登録の取り消し

登録者において、要綱及び本要領の目的に反する行為があったとき、又は登録辞退の申し出があったときは、登録の取り消しを行う。申し出の方法は、「ちょこっと活動・就労」登録更新確認書を記載の上、「6 申し込み先・問い合わせ先」に記載のいずれかの方法にて行うものとする。

4 登録後の活動・就労までの方法

(1) 連絡方法

活動・就労の希望があった場合は、活動・就労希望者と登録者が直接連絡するものとする。

(2) 活動・就労の調整

市は職業を斡旋するものではなく、活動・就労の場の情報を提供するものであり、活動・就労における調整については、活動・就労希望者と登録者の双方で行うものとする。

登録者は、活動を依頼した場合は、採用の有無にかかわらず、結果を市に通知するものとする。

(3) 情報ステーションへの情報カード設置

市は登録決定通知の送付と同時に、所定の情報カードを作成し、情報ステーションへ設置する。

5 活躍報告

登録者は、活動・就労希望者の活動・就労終了後、その内容を所定の「ちょこっと活動・就労」活動報告書に記入し、「6 申し込み先・問い合わせ先」に記載の「持参・郵送・FAX」のいずれかの方法で報告する。

6 申し込み先・問い合わせ先

持 参 : 多様な働き方確保支援センター(「うべ産業共創イノベーションセンター 志」内)

郵 送 : 〒755-0045

宇部市中央町三丁目13番7号「うべ産業共創イノベーションセンター 志」内
多様な働き方確保支援センター宛

電 話 : 0836-39-5013

F A X : 0836-39-5184

7 関連書類

(以下、いずれも市ホームページからダウンロード可)

ア) 申し込み時 : 「ちょこっと活動・就労」登録申込用紙、情報カード

イ) 活動・就労希望があった場合の活動報告時 : 「ちょこっと活動・就労」活動報告書

ウ) 登録更新時 : 「ちょこっと活動・就労」登録更新確認書

8 附則

この要領は、平成28年10月11日より実施する。

この要領は、平成30年8月10日より実施する。